

令和2年 第1回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年1月28日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(6人)

会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	5番	三原	一英
	6番	吉鷹	敬貴
	8番	古町	綾
- 4 欠席委員(3人)

会長	9番	井野	知弘
委員	4番	近井	一夫
	7番	山下	篤
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第1号 登別市農業委員会の法令遵守に関する申し合わせについて
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	森元	俊明
総括主幹	西本	利博
主査	打田	知之
主任	中谷	仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和2年第1回総会を開会いたします。
本日は、4番近井委員、7番山下委員、9番井野委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中6名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますが、本日会長が欠席となりましたので、これより以後の議事の進行は逢坂副会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番三原委員、6番吉鷹委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 議案第1号「登別市農業委員会の法令遵守に関する申し合わせについて」を議題とします。

昨年10月に奈良県内の農業委員会において、農地の所有権移転に関する農地法違反の疑いで農業委員会の会長及び事務局の職員が逮捕されたほか、大分県内の農業委員会において、農地の転用許可について便宜を図った見返りとして現金を受け取ったとする収賄の疑いで農業委員会の会長が逮捕されるなど、農業委員会の不祥事が相次いで発生しました。

また、一昨年にも同様の事件が全国で2件発生しており、これらの行為は、農業委員会制度の信用を失墜させるものであります。

議 長 これらの不祥事を受け、一般社団法人全国農業会議所では、令和元年11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図ることを確認しています。

このほど、一般社団法人北海道農業会議より、全国農業会議所における申し合わせ決議を踏まえ、各自治体の農業委員会においても法令遵守に関する申し合わせ決議をするよう求めがありました。

登別市農業委員会では、全国各地での不祥事を受け、すでに令和元年12月2日付けで「農業委員等の綱紀粛正について」と題し文書を発出し、すでに委員の皆さんに業務に関する法令の遵守及び公正で公平な職務の遂行についてお願いしているところですが、改めて総会の場において、登別市農業委員会は法令を遵守し、公正で公平な農業委員会の運営を図ることについて、委員の皆さんと申し合わせの上、決議を求めたいと思います。

なお、登別市農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議については、議案書の2ページに記載のとおりです。

ただいま、議案第1号について、私から説明をしましたが、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定します。
それでは、登別市農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議を全員で読み上げます。

全 員

(起立して読み上げ)

登別市農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち登別市農業委員会委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。

ひとつ 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

ふたつ 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月28日 登別市農業委員会

議 長

ありがとうございました。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和2年第1回農業委員会総会を閉会します。